条例に盛り込むべき事項及び内容　検討資料

資料１

No.	項目及び内容	備考
1	条例の名称 ・○○○○○○○○○○○○○○○○条例	6/18自治体（①～③、⑨、⑩、⑬）が「○○市（県）手話言語条例」 4/18自治体（④～⑥、⑫）が「○○市（町）手話に関する基本条例」 8/18自治体（⑦、⑧、⑭～⑱）がその他の名称
2	前文 ・言語は人類の発展に大きく寄与してきたこと ・手話は音声言語である日本語と異なる言語であり、視覚的に表現する言語であること ・手話が言語として認められてこなかったことなどから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきたこと ・こうした中、手話が言語として位置付けられたが、手話に対する理解が不足していること ・手話は言語であるとの認識を広め、ろう者の方々が安心して暮らせるまちを目指して制定すること	17/18自治体（⑧のみ前文なし）が前文を設けいている 概ね左記の内容が共通項として挙げられる
3	目的 ・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及に関し基本理念を定めること ・市及び市民、事業者の責務及び役割を明らかにすること ・手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めること ・手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること ・ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現すること	概ね各自治体共通 →①～③の3県、4団体からの要望書のモデル条例
4	手話の意義 ・手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものであることを理解しなければならないこと	5/11自治体（①、③、⑤、⑥、⑪）が規定 モデル条例は規定なし 3/11自治体（②、⑨、⑩）→基本理念で規定 3/11自治体（④、⑦、⑧）→規定なし
5	基本理念 ・手話を必要とする人は、手話により意思疎通を図る権利を有することを基本として、手話の理解及び普及を図らなければならないこと	10/11自治体（⑥以外の全てで規定）
6	市の責務 ・市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進すること	概ね各自治体共通
7	市民の役割 ・手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めること ・住民、ろう者、手話通訳者ごとに役割記載 ・ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとすること	概ね各自治体共通 →5/11自治体（①～③、⑤、⑨）→3者ごとに役割を規定 →③が特徴的であり、参考とした
8	事業者の役割 ・ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めること	5/11自治体（①～③、⑤、⑩）
9	施策の推進 ・手話の普及啓発及び使いやすい環境づくりに関する事項 ・手話による意思疎通支援に関する事項	第1回検討会において、佐藤オブザーバーから事例紹介のあった④を参考とした
10	財政措置 ・手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとすること	概ね各自治体共通

全国18地方自治体における
手話に関する条例の名称一覧

【サンプル自治体】
① 鳥取県手話言語条例
② 神奈川県手話言語条例
③ 群馬県手話言語条例
④ 石狩市手話に関する基本条例
⑤ 手話に関する基本条例（新得町）
⑥ 手話に関する基本条例（鹿追町）
⑦ 松阪市手と手をハートでつなぐ手話条例
⑧ 嬉野市心の架け橋手話言語条例
⑨ 加東市手話言語条例
⑩ 萩市手話言語条例
⑪ 篠山市みんなの手話言語条例

【その他の自治体】
⑫ 大和郡山市手話に関する基本条例
⑬ 郡山市手話言語条例
⑭ 名寄市みんなを結ぶ手話条例
⑮ 神戸市みんなの手話言語条例
⑯ 手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（明石市）
⑰ 三木市共に生きる手話言語条例
⑱ 手で輪を広げる城陽市手話言語条例